

# 道路台帳電子化及び公開型 GIS 等構築業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨・目的

本実施要領（以下「本要領」という。）は、「道路台帳電子化及び公開型 GIS 等構築業務（以下「本業務」という。）について、最も適したシステムを構築する受託者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務概要

### (1) 業務件名

道路台帳電子化及び公開型 GIS 等構築業務

### (2) 業務内容

別紙「添田町道路台帳電子化及び公開型 GIS 等構築業務 特記仕様書」のとおりとする。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（構築期限：令和 9 年 2 月 28 日、運用保守期間：令和 9 年 3 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

### (4) 提案上限額

74,931,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案限度額は、令和 8 年度分の支払い上限額であり、システム構築費用及び令和 9 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの運用費用を含むものとする。

※令和 9 年度以降の経費に関する契約については、町及び受託者が個別に協議の上、決定するものとする。

## 3. 参加資格

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、参加形態は事業者単体とする。また、主たる業務の下請けは認めない。

(1) 添田町物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、登録業者以外の者も次に掲げる書類を提出することで、当該プロポーザルに参加することができる。

ア 履歴事項全部証明書及び現在事項全部証明書

イ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

ウ 市区町村税に滞納がない証明書

エ 財務諸表

(2) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。

(3) 過去 5 年（令和 3 年 4 月から令和 8 年 3 月まで）に道路台帳を電子化（ベクトル化）した実績を有していること。

(4) 過去 5 年（令和 3 年 4 月から令和 8 年 3 月まで）に公開型 GIS 及び編集用サーバを同一業務内で新規構築した実績を有していること。

(5) デジタル庁「デジタル地域創生サービスカタログ」に掲載されているサービスを提供できること。

(6) デジタル庁「デジタル地方創生モデル仕様書」に準拠したサービス提供（公開型 GIS）を提供できること（仕様書別紙 4 の要件を全て満たせること）。

(7) デジタル庁「デジタル地方創生サービスカタログ」に掲載されている SaaS 等サービスのうち、デジタル庁財政改革会議事務局が指定するサービス分類「地理情報システム (GIS) の活用」の実装できること。

(8) DMP(デジタルマーケットプレイス)に掲載されたサービスであること。

(9) 編集用サーバについて、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) による LGWAN-ASP サービスリストに登録されていること。

(10) 告示日において、以下の認証を取得していること。

・ JISQ9001 (ISO9001) 品質マネジメントシステム

・ JISQ14001 (ISO14001) 環境マネジメントシステム

・ JISQ15001 (ISO15001) 個人情報保護マネジメントシステムまたはプライバシーマーク

・ JISQ20000-1 (ISO/IEC 20000-1) IT サービスマネジメントシステム

- ・ JISQ27001 (ISO/IEC27001) 情報セキュリティマネジメントシステム
  - ・ ISO/IEC 27017 ISMS クラウドセキュリティ
- (11) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条により、測量業者としての登録を受けている者であること。
- (12) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づき添田町の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (14) 国及び添田町を含む地方公共団体から指名停止を受けていないこと
- (15) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

#### 4. 参加手続き等

本業務への応募にあたり、以下の書類を提出すること。

参加表明書類 ①～⑥の順にホチキス留めし、提出すること。

項目	様式番号	提出部数	備考
① 参加表明書	様式第 1 号	正本 1 部	
② 会社概要	様式第 2 号	正本 1 部、副本 3 部	パンフレット、直近の決算書を添付すること。
③ 業務実績調書	様式第 3 号	正本 1 部、副本 3 部	令和 3 年度以降の実績を様式に沿って記載すること。
④ 技術者調書	様式第 4 号	正本 1 部、副本 3 部	配置予定の管理技術者、照査技術者について記載すること。
⑤ 暴力団排除に係る誓約書	様式第 5 号	正本 1 部	
⑥ 編集用サーバ機能要件一覧表	特記仕様書別紙 6	正本 1 部	標準機能であれば「○」、代替案対応であれば「△」、対応不可であれば「×」を記載すること。

##### (1) 提出先

添田町役場 まちづくり課 情報推進係  
〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田 2151

##### (2) 提出方法

持参又は郵送

##### (3) 提出期限

令和 8 年 5 月 20 日（水）17 時 00 分まで（郵送の場合は必着）

#### 5. 参加資格審査と結果の通知

庁内に設置する道路台帳電子化及び公開型 GIS 等構築業務審査委員会事務局（以下「事務局」という。）にて、参加手続きに係る書類をもとに参加資格審査を行い、令和 8 年 5 月 22 日（金）に電子メールにて審査結果を通知する。

#### 6. 企画提案書類の提出

前項の審査により参加資格要件を満たすと認められた参加者は、次に定めるところにより企画提案に係る書類を提出するものとする。

##### (1) 提出書類

①～②の順にホチキス留めし、提出すること。

	項目	様式番号	提出部数
①	企画提案書	様式第6号	正本1部、副本10部
②	見積書	様式第7号	正本1部、副本10部

(2) 企画提案書の作成について

企画提案書（様式第6号）は、以下に従い作成すること。

表紙・目次は枚数に含まない。提案書にはページ番号を付けること。

両面印刷とする。

様式に従い、作成すること（A4・縦、15ページ）。

本文の文字フォントは10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などは、この限りではない。ただし明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮して作成すること。

(3) 見積書について

見積書（様式第7号）は、構築費用及び運用費用についてそれぞれ内訳書（任意様式）を

作成して添付すること。運用費用については、令和9年4月以降の5年間に発生する費用を全て記載すること。

(4) 提出先

添田町役場 まちづくり課 情報推進係  
〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田 2151

(5) 提出方法

持参又は郵送

(6) 提出期限

令和8年6月1日（月）17時00分まで（郵送の場合は必着）

7. 質問について

本業務の内容に不明な点がある場合は、電子メールによって行うこと。なお、電話による質問の受付は一切行わない。

(1) 受付期限：令和8年5月11日（月）17時00分まで

(2) 受付方法：様式第8号に記載し、電子メールにて送付すること。

(3) 回答方法：添田町公式ホームページに掲載

(4) 質問受付先：添田町役場 まちづくり課 情報推進係

(5) 電子メール：koudojyouhou@town. soeda. fukuoka. jp

8. 優先交渉権者の選定等

(1) 選定方法

庁内に設置する道路台帳電子化及び公開型 GIS 等構築業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を実施するものとする。

(2) 選定基準

審査基準（様式第9号）に基づき企画提案書類及び提案資料の内容評価とプレゼンテーションの内容・対応能力評価により総合的に審査を行う。

(3) プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査の概要は以下のとおり。

詳細な日時や実施時間は、参加資格審査結果通知書にて別途通知を行う。

日時：令和8年6月12日（金）予定

場所：添田町役場 1階 特一会議室 予定

時間：準備5分、説明40分、質疑応答10分、片付け5分を予定

資料：企画提案書（様式第6号）をもとにプレゼンテーションを実施すること。その際、企画提案書（様式第6号）の内容を抜粋したパワーポイント資料の投影は可とする。

デモ：審査基準（様式第9号）のシステム応答性評価については、編集用サーバの応答性を評価するため、添田町の LGWAN 端末を利用したデモンストレーションを実施すること。

添田町の LGWAN 環境及び LGWAN 端末環境については、参加資格審査結果通知の際に通知する。

その他：入場する説明者は5名以内

プロジェクト及び電源ケーブル、スクリーンは発注者が準備する。

(4) 優先交渉権者の選定

- ・(2)選定基準に基づき審査委員会が審査し、審査の最高得点者を優先交渉権者として選定する。
- ・最高得点者が2人以上あるときは、審査員の合議により優先交渉権者を選定する。
- ・上位の事業者が辞退または失格となった場合は、得点が高い事業者から順に優先交渉権者とする。
- ・いずれの事業者も評価点が総合点の60%に満たない場合は、優先交渉権者を選定しない。

(5) 選定結果の通知及び公表

審査結果については、参加した全ての事業者に文書にて通知を行う。なお、審査結果の通知は令和8年6月16日（火）頃を予定している。

9. スケジュール

本プロポーザルの全体スケジュールは、下表のとおりとする。

内容	期間等
募集開始（告示日）	令和8年4月24日（金）
質問の受付期限	令和8年5月11日（月）17時00分
質問の回答	令和8年5月13日（水）
参加表明書の提出期限	令和8年5月20日（水）
参加資格審査結果通知	令和8年5月22日（金）予定
企画提案書類の提出期限	令和8年6月1日（月）17時00分
プレゼンテーション通知	令和8年6月5日（金）予定
プレゼンテーションの実施	令和8年6月12日（金）頃予定
審査結果通知	令和8年6月16日（火）頃予定
契約締結	令和8年6月下旬予定

10. 契約手続き

事務局及び審査委員会を選定された優先交渉権者は、企画提案資料に基づき、本町と詳細な内容について協議を行った上で、予算の範囲内において契約を締結する。なお、優先交渉権者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、審査において次順位以下となった提案を行った事業者のうち、評価点が上位であった者を繰り上げる。

契約手続及び契約書は、添田町財務規則の定めるところによるものとする。また、契約締結後において、受託事業者に不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

11. その他

- (1) 企画提案書類の作成及びプロポーザルへの参加に当たって必要な費用は、参加する事業者の負担とする。
- (2) 本業務について、参加表明書提出後に辞退する場合、辞退届（様式は自由）に辞退理由を明記の上、持参又は郵送にて提出すること。なお、辞退しても指名停止措置など不利益となる措置は一切ないものとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 本プロポーザルにて収集した情報は、本プロポーザルに係ることのみに使用し、それ以外の目的で使用しないものとする。
- (5) 本手続において提出した書類等への虚偽記載、その他不正な行為をしたときは、参加資格を喪失する。
- (6) 選定結果に対する異議申し立ては認めない。
- (7) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、情報公開請求があった場合の取扱いは関係法令に基づく。
- (8) 本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

- (9) 審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。審査結果の開示等を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けないものとする。
- (10) 審査結果（参加者数、点数、順位）は添田町公式ホームページにて公表する。但し、優先交渉権者以外の参加者名は公表しない。
- (11) 本事業は、令和8年度地域未来交付金（デジタル実装型 TYPEA）の活用を予定している。

## 12. 問い合わせ先

添田町役場 まちづくり課 情報推進係  
〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田 2151  
メール：koudojyohou@town.soeda.fukuoka.jp  
電話：0947-82-5965（係直通） FAX：0947-82-2869